# 【概要版】

## 納骨堂を使用できる方

- \_\_\_\_\_\_ ○会津若松市に1年以上住所を有している方\*で、親族の焼骨を収蔵しようとする方。
- 〇死亡した日の1年以上前から会津若松市に住所を有していた方<sup>※</sup>の焼骨を収蔵しようとする方。
- 〇会津若松市に1年以上住所を有している方\*で、生きているうちに死亡後の自分の焼骨を永年 合葬室に収蔵することを、生前に予約登録しておこうとする方。
  - ※住所を有している(していた)とは、住民登録をしている(していた)方のことです。

#### 施設の使用形態

#### 〇期限付納骨壇 1体 89.040円(令和元年10月1日以降)

- ・焼骨が期限付納骨壇に収蔵されている期間は、他の墓地・納骨堂への改葬も可能です。 (改葬される場合、15年に満たなくても納付された使用料はお返しできません。)
- ・期限付納骨壇利用の場合、期限付納骨壇に収蔵後15年を経過した焼骨は、自動的に永年 合葬室へ収蔵いたします。(期限付納骨壇使用の生前登録はできません。)

#### 〇永年合葬室 1体 52, 380円(令和元年10月1日以降)

・永年合葬室使用の場合、焼骨を絹の袋へ収納し、他の焼骨と一緒に収蔵いたします。 (収蔵された焼骨は、返還・改葬できません。)

#### 〇生前登録(永年合葬室のみ)お一人 52,380円(令和元年10月1日以降)

・永年合葬室使用の場合のみ、生前登録が可能です。

### ご注意ください

- ◎納付された使用料は、お返しできません。ご親族等とよく相談されて申請してください。
- ◎既に市の墓地を持っている方が大塚山納骨堂に焼骨を収蔵する場合の前提条件 既に、市の墓地の使用権を持っている方(墓地に焼骨を埋蔵している場合、埋蔵していない場合を問わない。)が、大塚山納骨堂の納骨施設に焼骨を収蔵しようとする場合には、市営墓地の「墓所返還届」を提出していただき、墓地を現状に復していただいたことを確認した後に、納骨堂の使用許可申請手続きとなります。

# 大塚山納骨堂施設概要

名 称:会津若松市大塚山納骨堂

所 在 地 :会津若松市一箕町八幡字北滝沢3-1

構 造:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)

供用開始 : 平成21年5月20日

敷地面積 : 5, 181.7 ㎡

床面積:197.2㎡

収蔵規模 : 期限付納骨增600基 永年合葬室900基

主な施設 : 礼拝室、納骨室、参拝所 ほか



〒965-8601 会津若松市東栄町3-46 会津若松市 建設部 都市計画課 TEL0242-39-1262 (直通) FAX0242-39-1450



# 大塚山納骨堂



会 津 若 松 市建設部 都市計画課

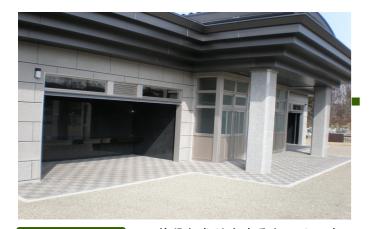
# 大塚山納骨堂は、こんな施設です

核家族化や少子高齢化などにより、将来お墓の管理が困難な方、生きているうちに納骨の登録をしておきたい方、個別にお墓を建てる考えのない方に、安心して ご利用いただける大塚山納骨堂を設置いたしました。



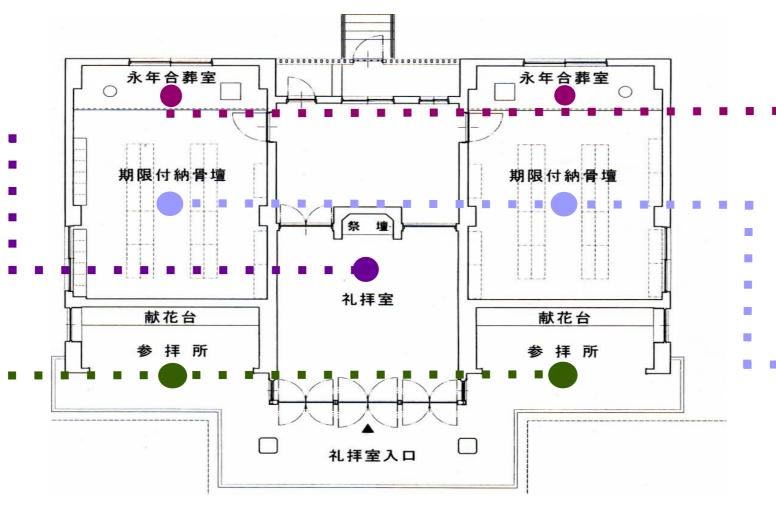
礼拝室 競機

最後のお別れをする部屋です。 普段は入室できません。



参拝所

普段お参りをするところです。 いつでも参拝できます。



底部分は土で お骨は

永年合葬室

底部分は土で、お骨は 土に帰れる構造になっています。

1体:52,380円 ※職員以外、立入できません。



期限付納骨壇

15年以内の期間で 焼骨を収蔵する施設です。

1体:89,040円 ※職員以外、立入できません。



納骨堂:正面

背景の山並みにマッチした屋根形状をもった外観です。



納骨堂:背面

広い敷地に落ち着いたたたずまいで、墓園の広がりもみえます。